

府監第1725号
令和8年1月22日

* * * 様

大阪府監査委員	高 橋 明 男
同	中 務 裕 之
同	鈴 木 一 水
同	川 村 和 久
同	白 木 恵 士

住民監査請求について（通知）

令和7年12月18日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の要旨

住民監査請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

1 監査対象事項

大阪府情報公開審査会（以下「審査会」という。）の会長（以下「会長」という。）に対する委員報酬及び費用弁償並びに審査会運営経費の支出

2 前記1の事項が違法又は不当である理由

(1) 請求人が送付した令和7年12月4日付け上申書（以下「当該上申書」という。）を、会長（事務局）が、同月12日付け文書により「現時点では諮問がない」ことを理由に返却したことは、処分庁による違法状態（審査遅延）を追認・放置する行為であり、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）の目的（簡易迅速な救済）を逸脱し、審査会としての職務放棄（不作為）に当たる。

(2) 職務を果たさない、あるいは法令に違反する運用を行う審査会に対して、公金（運営経費、会長・委員への報酬等）を支出することは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第14項の定める「最少の経費で最大の効果」に反し、かつ公益を害する違法・不当な財務会計上の行為である。

3 求める措置の内容

- (1) 当該上申書返却に関与した会長及び審査会事務局運営に係る一切の経費の支出の差止め
- (2) 漫然と処理を放置し、当該上申書を返却した期間に支払われた報酬等につい

て返還を命じること。

- (3) 審査会に対して、法令に基づき直ちに当該上申書を再受理し、処分庁（教育委員会）に対して速やかな諮詢を促すこと。

第2 住民監査請求の要件に係る判断

1 地方自治法第242条第1項の要件について

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

2 判断

審査会は、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第20条第1項に基づく諮詢を受けて調査審議を行うものであるところ、令和7年11月17日付け審査請求に係る諮詢の有無について、審査庁（大阪府教育委員会）に事実確認を行ったところ、請求日（同年12月18日）時点において、審査庁が審査会に対して諮詢を行った事実は認められなかった。

また、行審法第29条第2項は、弁明書の提出期間について、「相当の期間」と規定するところ、行審法を所管する総務省行政管理局が作成した「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」（令和4年6月）では、「弁明書の提出期限については、具体的には、個々の事案に応じて判断されることとなるが、例えば、2～3週間程度の期間を設定することが考えられる。」とされていることからすれば、事案処理に係る審査庁の裁量によって、事案に応じて、「相当の期間」として2～3週間以上の期間を設定したとしても、直ちに違法又は不当ということはできない。

そうすると、令和7年11月17日付け審査請求から約4週間を経過した本請求書到達日（同年12月18日）時点において、審査会が、審査庁に対して諮詢を促し、諮詢を受けた後に、自ら弁明書の提出要求を行う作為義務が発生しているとまでは言えない。

以上によれば、会長が、当該上申書を「現時点では諮詢がない」ことを理由に請求人に返却したことが、処分庁による違法状態（審査遅延）を追認・放置し、行審法の目的（簡易迅速な処理）を逸脱し、審査会としての職務放棄であるとは言えず、そのことを理由に会長に対する委員報酬及び費用弁償並びに審査会運営経費の支出が法第2条第14項に反し、かつ公益を害する違法・不当な財務会計上の行為であるとする本件請求は、明らかにその根拠を欠く。

なお、請求人は、前記第1の3(3)に係る措置をも求めているが、これは財務会計上の行為又は怠る事実の是正を求めるものとは認められない。

したがって、当該上申書を請求人に返却したことが違法又は不当でないことは

明らかであり、会長に対する委員報酬及び費用弁償並びに審査会運営経費の支出が違法・不当であるとは言えない。

また、上記の違法・不当事由のほかに、違法・不当の理由については、何ら摘示されていない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから、却下する。